

基本協定書(案)

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
協定-1	1	5条					基本協定書第5条では、業務の委託・請負を工事種別（機械、電気、撤去・解体）、保守点検・維持管理業務ごとに分離発注を前提とされているように見受けられますが、これらの業務を建設、保守点検、維持管理のそれぞれのJ.Vに対して一括発注することは可能でしょうか。	可能です。
協定-2	2	5条	4				契約当事者でなく、応募者と特別な関係になる特別目的会社以外の他社について規定しても効力はないため、本項に対応するために、第2項に定める特別目的会社と受託又は請負会社間の契約に「業務を誠実に実施する」旨を規定するとの記載にかえていただけませんかでしょうか。	ご提案の通りと致します。
協定-3	2	9条					横浜市殿が事業契約の締結を行わない事由として、合理的に考える範囲をご教唆願います。例えば、国庫補助金が下りない場合にも事業契約を締結して戴けると理解して宜しいでしょうか。	事業契約締結前に、例えば該当する国庫補助制度が廃止となった場合のように、明らかに国庫補助金の受領が不可能となった場合には、事業契約の締結は行わないものとします。
協定-4	4					末尾	乙が複数で構成された場合印紙税の問題から契約当事者の数分は、正本を作成すべきではないでしょうか。	現時点で変更の予定はありません。
協定-5	5					別紙1	冒頭に御市と事業者との間で締結された事業契約という下りがありますが、事業契約とは「事業契約書」のことを指すという理解でよろしいでしょうか。そうだとした場合、1～3行目「〇〇日付けで締結された事業契約に関して」とありますので、本協定書よりも事業契約書の締結が先になることを意味しています。通常、基本協定書、事業契約書の順番で締結されると理解しておりますので、当該部分の文言修正をお願い致します。	第6条に従い、出資保証書は事業契約締結日に提出することとなります。

	頁	章	節	項目	他	質問・意見等	回答
協定-6	7				別紙2	冒頭に御市と事業者との間で締結された事業契約という下りがありますが、事業契約とは「事業契約書」のことを指すという理解でよろしいでしょうか。そうだとした場合、1～3行目「〇〇日付けで締結された事業契約に関して」とありますので、本協定書よりも事業契約書の締結が先になることを意味しています。通常、基本協定書、事業契約書の順番で締結されると理解しておりますので、当該部分の文言修正をお願い致します。	第6条に従い、出資保証書は事業契約締結日に提出することとなります。